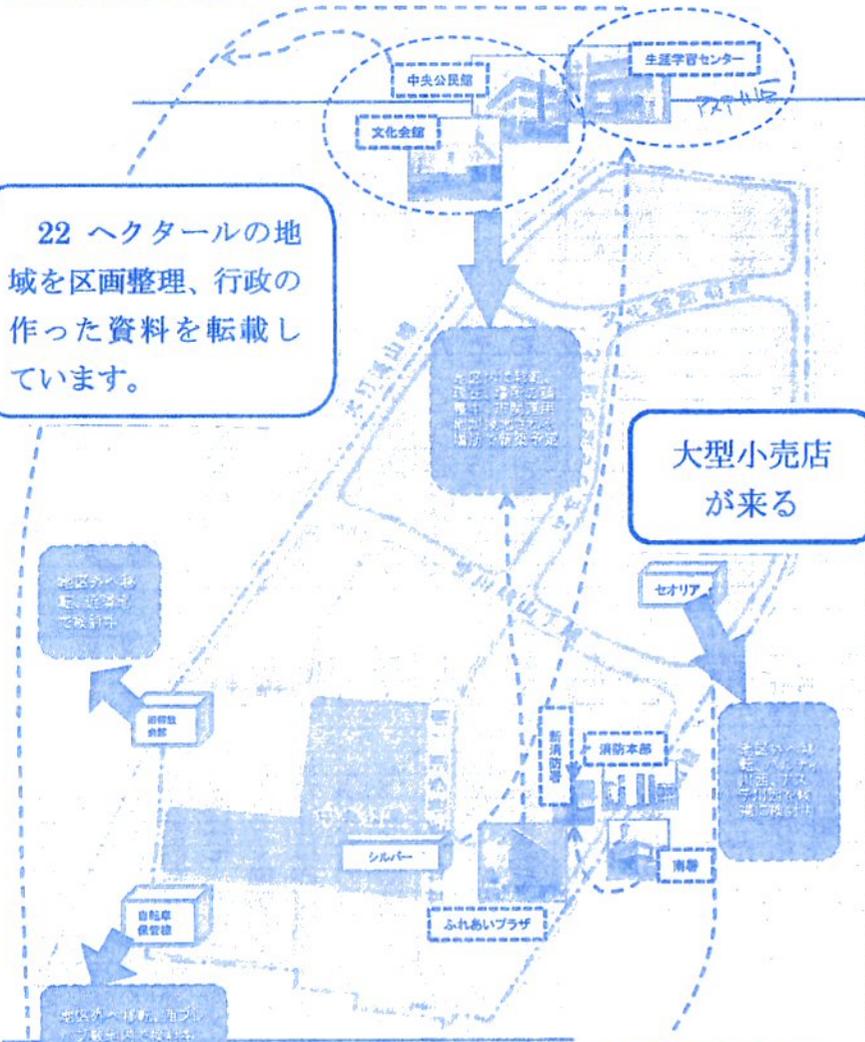


公共施設の移転・建て替えについて

中央北地区整備費とは別に市民の財産51億円を投入
2012年から2018年へかけて

公共施設再配置のイメージ



中央北地区整備が「仮換地」段階に入り、地域内障害物件の移転が必要となり、同時に公共施設の老朽化への対処と、そのための資産活用、なおかつ財政的にクリアーできる方法で同時に推進したいと説明がありました。

具体的には生涯学習センターをアステ川西へ移転、文化会館・中央公民館を中央北地区へ新設移転、そこへ社会福祉協議会など併設させ、消防本部は近接地に新築移転させるなど、総事業費51億5

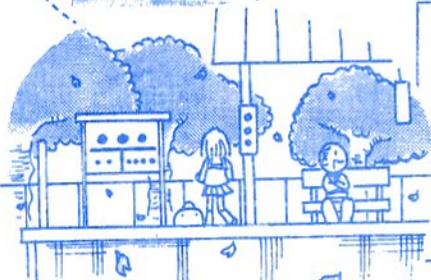
千万円で事業を推進したい旨を市議会に提案してきました。

公共施設老朽化への対処は必要ですが、事業費の内訳は地方債と財産売却収入、一般会計からの繰り入れとすべて市民の財産で措置しようというものです。

国・県のお金は使えない事業。資産活用ということで経営が大変なアステビルへ安易に公的施設を移転していいのかを含め、財政が大変な時このやり方が市民の利益につながるのか問われています。

公共施設再配置の流れ

- ① 生涯学習センター(一部公民館の事業含む)をアステ川西に移転し、リニューアルオープン
- ② 中央北地区内の換地障害になる公共施設を移転
(i) シルバー人材センターは、現在の生涯学習センターに仮移転
(ii) セオリア、放置自転車保管棟、旧解放会館などは地区外に移転
- ③ 文化ホール、公民館、福祉施設等を包含した複合施設を中央北地区内に新築し、完成後に現在の文化会館、中央公民館、生涯学習センターに仮移転していたシルバー人材センター及び現在のふれあいプラザにある施設を移転
- ④ 消防本部(訓練施設含む)は、消防広域化調整の後、現在の隣接地に新築
- ⑤ 文化会館、中央公民館、生涯学習センター、ふれあいプラザは施設の老朽化から解体し、跡地はふれあいプラザ部分を除き売却



よし **くらしの**
「由さん」の 便り

2012年 4月 290号

川西市議会議員 (日本共産党)

住田由之輔 すみだよしのすけ

連絡先・下加茂 1-24-23

ケイタイ 090-9283-6739

口元調査の次は「気を付け」!!

入学式シーズンを迎えた大阪が重苦しい空気に覆われています。公立学校の教職員に「君が代」の起立斉唱を強制する全国初の条例が府市ともに施行された後の初めての春となり、橋下徹大阪市長の言動も日々エスカレートしているからです。

府の「君が代」強制条例は昨年6月、府議会で過半数を占める「大阪維新の会」が、他のすべての主要党派が反対するなか強行。大阪市の条例は2月、橋下市長が提案し、「維新」、公明、自民が一部修正した上で成立させました。府条例案は当初から大問題になり、思想・良心の自由との関係で「違憲・違法

大阪・「君が代」強制の異常

手を組むな



マスクもだめ



の疑いが強い」と大阪弁護士会会長が声明を発表するなど各界から反対の声があがっていました。それなのに市でも同様の条例を可決したので。3月13日、大阪府立和泉高校（岸和田市）の卒業式で橋下氏の友人の中原徹校長（公募校長）が「君が代」の疑いが強い」と大阪弁護士会会長が声明を発表するなど各界から反対の声があがっていました。それなのに市でも同様の条例を可決したので。3月13日、大阪府立和泉高校（岸和田市）の卒業式で橋下氏の友人の中原徹校長（公募校長）が「君が代」

職員の発令式

「口元」のチェックの次は、斉唱時の「姿勢」の問題です。3月24日、大阪市内で行われた「維新政治塾」の開講式。受講生たちに「君が代」を斉唱させた後、橋下氏はこう語りました。「手を前に組んでいた人。どれくらいいたでしょうか。これはダメです」

橋下氏 花粉症でもマスクだめ

「維新」内部の問題ではありません。橋下氏はこう続けました。

市議会の動き

「条例が成立した後、府立高校に（テレビ）カメラが入って撮影していた。先生たちはみんな手を前に組んで休めの姿勢で歌っていた。なかには花粉症なのかマスクをしたまま斉唱していた。これは違います」橋下氏は4月2日の市の新規採用の職員の発令式でも初めて「君が代」の斉唱を求めました。そして「みんなさんは国民に命令をする立場。だからしっかりルールを守らないと命令なんか誰も聞いてくれない」と憲法の「全体の奉仕者」を逆転させた暴言をはいた上で、「君が代」斉唱のときは、手は横、気を付け」と注意しました。

本人は「ルールは守りましょうよということ」と教員・公務員の服務規律の問題であるかのように言います。

しかし、「君が代」はかつて侵略戦争の象徴として扱われ、歌詞の内容も主権在民と矛盾していることから、国民のなかには根強い批判があります。たとえば教員・公務員であったとしても、起立しない自由や歌わない自由は、憲法19条「思想・良心の自由」によって保障されてしかるべきです。

橋下氏が根拠の一つとしてあげるのは「国旗・国歌」法も、制定時に政府としては「国民にたいして国旗の掲揚、国歌の斉唱を義務づけるものではない」として

「国民にたいして国旗の掲揚、国歌の斉唱を義務づけるものではない」として

みんなて話し合う必要があるのではないのでしょうか

なぜ入学式などに『日の丸・君が代』を強制するのか。なぜ反対する人々がいるのか。私たちは過去という歴史を持っています。そして未来はもっといい国づくりをしたいと皆思っています。そのためにどうしていけばいいのか、「話し合う」ことが大切だと思いますが。

新入生のための入学式、それを大人の勝手に変質

ました。

橋下氏は「子どもたちや一般の国民には強制しない」といいますが、条例で教職員が強制されるならば、式に参加する子どもや保護者も事実上の強制を受けることになりかねません。

これに関連して、市議会でも条例の成立後、「君が代」押し付けの動きがエスカレートしています。自民党が「市主催行事での起立による国歌斉唱を推奨する」ために市議会が「範を示す」として、開会時に起立斉唱を行う決議案を提案。「維新」も「市行事の国歌斉唱を強く推進すべき」などとする決議案を提案しました。いずれも否決されましたが、こうした動きがどこまでも広がる大阪でいいのかがいま、問われています。（藤原直）